公益社団法人四谷法人会寄附金等取扱規程

（目　的）

第1条　この規程は、公益社団法人四谷法人会（以下「この法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

（寄附金の種類及び募集）

第2条　この法人が受領する寄附金の種類は、次のとおりとする。

（1）一般寄附金　寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金。

（2）特別寄附金　寄附者が寄附の申込みにあたり、あらかじめ使途を特定した寄附金。

（3）特定寄附金　この法人の会員またはこの法人の会員を含む広く一般社会に使途を特定して一定期間募集活動を行うことにより受領する寄附金。

2　本規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

3　この法人は、常時、寄附金を募ることができる。

（寄附金の受入制限）

第3条　寄附金が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該寄附を受け入れることができないものとする。

（1）法令に抵触するときのほか、この法人の業務執行上支障があると認められるとき及びこの法人が受け入れるには社会通念上不適当と認められるとき。

（2）第2条第1項第2号の特別寄附金について、その使途が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないとき。

（寄附金の使途）

第4条　一般寄附金は、定款第4条の公益目的事業に使用し、一部を管理費として使用するものとする。

2　特別寄附金は、寄附者の特定した使途に使用し、一部を管理費として使用するものとする。

3　特定寄附金は、寄附金募集にあたって特定した使途に使用し、一部を管理費として使用するものとする。

4　第2項については、寄附者にこの規程を示し、了解を得るものとする。

（受領書等の送付）

第5条　寄附金を受領したときは、受領書を寄附者に送付するものとする。

2　前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附である旨、寄附金額およびその受領年月日を記載するものとする。

Ⓗ

（情報公開）

第6条　この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所に備え置き閲覧等の措置を講ずるものとする。

（改　廃）

第7条　この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附　則

この規程は、平成25年9月12日から施行する。

Ⓗ